

株式会社シーヴィテック北海道 次世代育成支援対策推進法行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることで、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの3年0カ月間
2. 内容

目標1：男性の育休取得推進活動として制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 会社内の諸制度の周知率を調査する。
- 令和5年2月～ 再度アンケートにて周知率を調査する

目標2：課長以上の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上とし、勤続1年以上の従業員の有給休暇の消滅をゼロにする

<対策>

- 令和2年4月 ～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定。
- 令和2年12月 ～ 当年分の有休取得率の調査・結果公表する。
- 令和3年1月 ～ 有休付与に際し、取得日数/残日数を通知する。

以 上